

ヘルメット着用だけじゃない！

自転車安全運転の

あたりまえ！



え、青切符!? 自転車なのに!!!!



自動車じゃなくて!?

道路交通法が
一部改正され、
2026年4月1日より、
16歳以上を対象に自転車の
交通反則通告制度(青切符)が
導入されます。

Q 次のうち青切符の対象になるのはどれ?

1 ながらスマホ

2 信号無視

3 右側逆走

4 一時不停止

5 傘差し運転

6 無灯火運転

7 並進走行



A

実は1~7ぜんぶ 青切符の対象です!

青切符!

反則金

3,000円~12,000円

113種あるすべての違反行為に反則金が発生します！





ながらスマホ

反則金 12,000円



信号無視

反則金 6,000円



右側逆走

反則金 6,000円



一時不~~停~~止

反則金 5,000円

止まれ



傘差し運転

反則金 5,000円



無灯火運転

反則金 5,000円



並進走行

反則金 3,000円

こんな運転も絶対やめよう!



赤切符

最大5年以下の拘禁刑
または 100万円以下の罰金

※運転免許を保有している者が、自転車乗車中に重大な事故や違反をした場合には、免許停止の可能性もあります。



酒気帯び運転



妨害運転



スマホ使用などによる
危険を生じさせる

自分や大切な人を守るために大人も子どもも
自転車に乗るときは必ずヘルメット

ヘルメットは、万が一の転倒や衝突時に頭部への衝撃を
大きく和らげ、命を守ってくれる大切なアイテムです。

交通事故はいつ起こるか分かりません。

かぶっているかどうかで生死を分けるケースもあります。

自分のために、大切な人のために、ヘルメットの着用を習慣にしましょう。



愛知県内自転車死者の負傷主部位構成率

(2020年～2024年 死者総数115人)

頭部が
約6割!

頭部
63.5%
(73人)

胸部
8.7%
(10人)

頸部
6.1%
(7人)

その他
16.5%
(19人)

腰部
5.2%
(6人)



都道府県別 ヘルメット着用率ランキング

1位 愛媛県 70.3%

2位 大分県 53.7%

3位 山口県 49.9%

⋮

35位 愛知県 11.9%

※2025年6月 警察庁実施調査より

ヘルメット購入補助制度



自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、
愛知県と一部の市町村が協調し、
自転車乗車用ヘルメットの購入に要する費用の
一部を補助しています。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

自転車損害賠償 責任保険等への加入



義務

愛知県の条例では、自転車損害賠償責任保険等に
加入しなければなりません。

自転車損害賠償 責任保険等への加入

高額賠償事例

例1

賠償額 約6,700万円

(2003年9月)男性がペットボトル片手に、スピードを落とさず、

下り坂を走行し交差点に進入。

横断歩道を横断中だった女性(38歳)と衝突した。

歩行者の女性は脳挫傷で3日後に亡くなった。

自転車損害賠償 責任保険等への加入

高額賠償事例

例1

賠償額 約9,500万円

(2013年7月) 小学5年生の男子が、
夜間、自転車で坂を下り歩道と車道の区別のない道路において、
歩行中の女性(62歳)に正面衝突した。
歩行者の女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識不明の寝たきり状態となった。

自転車安全利用五則

1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2

交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認

3

夜間はライトを点灯

4

飲酒運転は禁止

5

ヘルメットを着用

※2022年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部 決定



今日のまとめ



自転車は「車の仲間」ルールを守って安全に利用しましょう

青切符制度により一定の交通違反に反則金が科せられます

自転車に乗るならヘルメットを正しく着用しましょう

「万が一」のときに備えて自転車保険に必ず加入しましょう

**自分のため、周りの人のため、
今まで以上に交通ルールを守って
安全に利用しましょう。**